

(様式第 4 号)

上田市廃棄物処理審議会 会議概要

1 審議会名	第 2 回 上田市廃棄物処理審議会
2 日 時	令和 7 年 1 月 28 日 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
3 会 場	清浄園 2 階 大会議室
4 出 席 者	中村彰会長、堀内百合子副会長、江口達夫委員、小宮山剛委員、松本美津子委員、丸田稔委員、若林丘子委員
5 市側出席者	【環境部】田中部長 【環境政策課】西澤課長、甲田環境保全担当係長、藤沢統括幹 【資源循環型施設建設関連事業課】山浦課長、清水関連事業担当係長 【上下水道局下水道課】井出課長、高寺課長補佐兼下水道建設担当係長、藤井課長補佐兼下水道維持担当係長 【丸子地域自治センター市民サービス課】山崎課長、緑川生活環境担当係長 【上田地域広域連合清浄園】杉浦所長、小澤所長補佐兼庶務係長
6 公開・非公開	公 開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍 聴 者	0 人 記者 0 人
8 会議概要作成年月日	令和 7 年 2 月 3 日

協 議 事 項 等

1 開会	
2 あいさつ（田中環境部長）	
3 議事	
(1) 「し尿前処理下水道投入施設」の処分手数料について	
・資料に沿い、事務局から処分手数料の過去の受益者負担割合の目標値、前回説明した処分手数料の試算内容などについて説明	
・以降、協議	
(委 員)	(議事(2)①「し尿・浄化槽汚泥の汲み取り料について」の資料について) 改定後、206 円、209 円と試算されているが、206 円は現状の、209 円はし尿前処理下水道投入施設（以下「前処理施設」という。）の処分手数料を適用した場合の金額なのか？
(事務局)	そのとおり。
(委 員)	206 円の内、収集運搬手数料は 189.8 円、209 円の内、収集運搬手数料は 189.2 円と、前処理施設の処分手数料を適用した場合は 0.6 円安くなってしまう。 現在、利用者から汲み取り料を請求する際は、多くの業者が 10 円未満の金額を切り捨てていることや、(議事(2)④「処分手数料及び収集運搬手数料の見直し時期について」)の資料に記載のある) 4 年間は料金の見直しが行われないため、209 円を 210 円に引き上げてもらいたい。
(会 長)	前処理施設の処分手数料について質問・意見があればお出しいただきたい。
(事務局)	前処理施設の処分手数料については、大幅な引き上げは避けつつ、維持管理経費をどの程度受益者に負担してもらうのか検討した結果、現在の 9 円のままではなく、11 円という提案をさせていただいた。
(委 員)	185 円は税込みの金額か？
(事務局)	税込みである。
(委 員)	今回示されている 206 円、209 円という金額も税込みの金額なので、本体価格と消費税額を計算する必要がある。 議事(2)①「し尿・浄化槽汚泥の汲み取り料について」の話になってしまうが、209 円を 210 円にと意見が出たが、この金額は上限額ということでよいのか？
(事務局)	そのとおり。

- (委 員) 地域性もあり、業者間で競争の原理が全く働かないのはおかしい。
本来は業者が料金を決めるべきだが、公共的な業務であることから、行政が料金を考え、業者にこのようにしてもらえないかとお願いする話。
- (事務局) そのとおり。
- (会 長) 処分手数料と汲み取り料の話が混在してしまっているが、処分手数料について意見をお願いしたい。
- (委 員) 処分手数料は 11 円でよいと思う。
平成 10 年当時、清浄園の受益者負担率は 14.3%であったものが平成 15 年は 12.1%、令和 5 年度は 8%になっている。
負担率が下がってきているのは、収集量の減少にともない処分量も減少し、施設の規模が過大になっていることと、処分手数料の見直しを行ってこなかったためである。
前処理施設で処理を行う場合、受益者負担率は上がるのか？
- (事務局) 経常経費が清浄園より少なくなるため、試算では現在と同じ 9 円でも 15%程度となるが、事務局では「公の施設における使用料等の考え方」による改定の幅の上限とされている 1.3 倍の範囲内となる 11 円が適切ではないかと考えている。11 円だと受益者負担率は 19%程度。
- (委 員) 前処理施設で処理する 50%程度は農業集落排水汚泥である。
農業集落排水汚泥は濃度が濃く、希釈などの処分費も一般のし尿等に比べ高くなるため、今回ではないが、一般し尿と農業集落排水汚泥の処分手数料は別料金とすることも検討したほうがよいのではないか。
平成 10 年当時、受益者負担率の目標を 1/3 程度とした理由は分らなかったのか？
- (事務局) 何らかの数値を積み上げて設定したなどの具体的な理由は確認できなかった。
- (委 員) (前処理施設の処分手数料が事務局試算どおりとなった場合) 受益者負担率は 20%程度になるので、1/3 程度を目標として値上げしていくという考えもあるが、一般し尿と農業集落排水汚泥の種別に関係なく一律に 1/3 程度を目標とすることには疑問がある。
農業集落排水汚泥と一般し尿を分け、別の料金設定をすればよいのではないか。
そのことにより、農業集落排水の公共下水道への接続が促進されるかもしれない。
- (会 長) 処分手数料については事務局案どおり 10 kgあたり 11 円ということではよろしいか？
- (委 員) 事務局から 11 円とする説明を聞き、11 円でもやむを得ないと思うので賛成する。
- (会 長) 処分手数料については事務局の原案どおりとしてよろしいか。
(発言する者なし)
- (会 長) 処分手数料については事務局の原案どおり 10 kgあたり 11 円とする。

(2) し尿、浄化槽汚泥及び家庭雑排水汚泥の収集運搬手数料の改定について

- ①試算による処分手数料及び収集運搬手数料改定後の汲み取り料金
- ②収集運搬手数料に係る「助成金」及び「遠隔地補助金」について
- ③し尿、浄化槽汚泥収集運搬手数料に係るホース延長料金の改定について
- ④処分手数料及び収集運搬手数料の見直し時期について

- ・①～④まで、資料に沿い、事務局から一括して説明
- ・以降、協議

(委 員) 値上げにより利用者が減少することも懸念している。
きりのいい 210 円をお願いしたいと思っている。

(委 員) 現在のし尿の収集運搬手数料 168.8 円には助成金の 2.2 円は含まれているのか？

(事務局) 含まれていない。

(委 員) 汲み取り料を 209 円とする場合にはその中に助成金分の 2.2 円は含まれているのか？

助成金はなくすということによいか。

(事務局) そのとおり。

(委 員) 家庭雑排水の料金について、市民の負担が大きい値上げはし尿と違って満杯にならないので、利用者が汲み取り回数を減らす懸念もある。

2,950 円という金額は市民にとって負担が大きい。市民から徴収するのではなく補助金という形で市から支払ってもらえないか。

(委 員) 2,950 円という金額は確かに高い値上げになってしまうかもしれないが、2,950 円まではもらうことができるという解釈で、例えば個人の経済状況に応じ、ここまでは値下げしてもいいということにしてもらえればよいのではないか。家庭雑排水の料金は、2000～2500という単位で設定されているので、値下げ分はそこで吸収できるのではないか。

(委 員) 前回の説明で、家庭雑排水のホースの延長料金はいらないと言われたが。

(事務局) 前回ホース延長料金の改定については、家庭雑排水についてのみ改定を行い、し尿・浄化槽汚泥については、改定は行わないと説明したが、審議の中でし尿・浄化槽汚泥についても改定したほうが良いのではないかと意見が出されたため、し尿・浄化槽汚泥のホース延長料金改定の試算を行い今回お示しした。

(委 員) 委員としては、事務局から出された金額が適正なのかどうかを判断するものだと思う。処分手数料は条例化しなければならないが、汲み取り料は条例化するわけではないので、参考意見であって業者との折衝の余地はあると思う。

答申しても強制力はないことをはっきりさせたほうがよい。

(事務局) 強制力はない

(会 長) 今回は処分手数料を 11 円と決めることができた。審議会は次回もある。

(事務局) 今日は処分手数料は決めていただきたいと考えていた。

収集運搬手数料については、事業者と利用者それぞれの立場がある。次回の審議会が最後となるが、収集運搬手数料については、本日の意見に対する事務局の考えも説明するので決めていただければと思う。

(委 員) 助成金は今回廃止するとのことだが、理由と経緯を説明して欲しい。

(事務局) 本来利用者が支払うべき料金の一部を市が支払っている。

助成金を支払うこととしたのは、平成 22 年に業者から汲み取り料金値上げの要望もあり市も料金を上げたいと考えたが、当時の状況から値上げ分は市が負担することとしたもの。

今回の汲み取り料改定により助成金分は解消されるため、廃止したいと考えている。

(委 員) 下水道料金の今回の改定率はどの位か？

(事務局) 11.7%である。

(委 員) 汲み取り料金に助成金分も含まれるため汲み取り料の改定率が上がってしまう。
汲み取り料には含めず別に助成金を支払ってもらえているのは大変助かっている。
継続することはできないのか？

(事務局) 元々助成金を支払う理由が、本来利用者が支払う部分を市が代わりに払っているということなので理解いただきたい。

(委 員) 業者がもらっているお金は 185 円＋2.2 円。事務局が試算した改定額には助成金を廃止するために助成金分も含まれているので比較するのであれば 2.2 円を足した金額で比較すべき。

その金額で比較すると汲み取り料の増加率は 11%程度になるのではないか？

(委 員) 数値の計算根拠が同じでない。185 円と 209 円それぞれ 2.2 円が入っているのか入っていないのかの違いがあるので比較ができない。入れた場合と入れない場合それぞれの比較ができるようにして、利用者の支払額はこのようなになるという資料を出して欲しかった。

(会 長) 委員が業者にどの位値上がりするのかなどを説明する時に、このように説明すればよいとか、もっとわかりやすい資料などを事務局に作成してもらえばよいのではないか。

業者には苦勞してもらっている。なくなっては困る。

(事務局) 業者向けの資料については検討する。

(委 員) 要望だが事務局は一度業者と話をしたほうがよい。審議会は次回が最後なので結論を出さざるを得ない。審議会の結論が出ればこのような結論が出たと業者には話さなければいけない。

(事務局) 承知した。次回審議会まで時間があると思うので、できる話はしたいと思う。

4 事務連絡等

次回開催日程について

日 時：令和7年3月17日（月） 午後1時30分から

会 場：上田市役所 南庁舎5階 会議室

5 閉会

（閉会后、希望した委員3人が清浄園の施設見学を行った）